令和９年度近現代建築資料（高橋靚一・第一工房関連資料）の展示企画・準備業務
総合評価基準

令和８年１１月４日
文化庁建造物課

本資料は、文化庁建造物課が調達する令和９年度近現代建築資料（高橋靚一・第一工房関連資料）の展示企画・準備業務に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

１　入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点＝価格点の配分×（１－入札価格÷予定価格）

２　技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙１の評価項目及び得点配分基準及び別紙２の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

（１）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

（２）仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

３　得点配分

区　分	価格点	技術点	合計
配　点	５０	１００	１５０

４　総合評価の方法

（１）入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、１の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に２の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

①　予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。

②　入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

（２）上記数値の最も高い者が２人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

別紙１

令和９年度近現代建築資料（高橋靚一・第一工房関連資料）の展示企画・準備業務に係る評価項目及び得点配分基準

＊： 必須の項目　　●：価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	１　業務の実施方針 〔５０点〕	**２５**	**２５**
●	1-1　業務内容の妥当性、独創性	１０	１０
	＊ 1-1-1　仕様書記載の事業内容との整合性がとれていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	５	１０
	＊ 1-1-2　偏った企画内容となっていないこと。	５	
●	1-2　実施方法の妥当性、独創性	１０	１０
	＊ 1-2-1　業務の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	５	１０
	＊ 1-2-2　業務項目・実施手法が明確であること。	５	
●	1-3　業務計画の妥当性、効率性	５	５
	＊ 1-3-1　作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	５	５
	２　組織の経験・能力〔２６点〕	**１７**	**９**
	2-1　組織の類似業務の経験	５	３
	＊ 2-1-1　過去に面積２００㎡以上の会場において、２０作品以上の建築作品に関する建築設計資料（図面、写真、模型）の展示を企画・制作した実績があること。〔企画・制作した展示における会場の面積や作品の点数に応じて加点する。〕	５	３
	2-2　組織の業務実施能力	１２	３
	＊ 2-2-1　建築に関する知識を活かした企画立案、実践者や研究者と連携、実施できる体制を有していること。	７	
	2-2-2　幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。		３
	＊ 2-2-3　業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	５	
	2-3 業務の実施に当たってのバックアップ体制	―	３
	2-3-1　円滑な業務遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	―	３
	３　業務従事予定者の経験・能力〔１４点〕	**８**	**８**
	3-1　業務従事予定者の類似業務の経験	―	５
	3-1-1　過去に国内において近現代建築をテーマとした展示業務の実績があれば加点する。	―	５
	3-2　業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性	８	３

	＊ 3-2-1　業務内容に関する知識・知見を有していること。 3-2-2　業務内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。	8	3
	4　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 〔５点〕	**－**	**5**
	4-1　ワーク・ライフ・バランス等の取組	－	5
	4-1-1　以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 ○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る） ○　次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）を受けていること。 ○　青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5
	5 賃上げを実施する企業に関する指標 〔３点〕	**－**	**3**
	5-1 賃上げの表明	－	3
	以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする） 5-1-1 入札者である中小企業※２等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和３年１２月１７日付財計第４８０３号）第５による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては４点減点する。		3
	合　　計　〔１００点〕	**５０**	**５０**

別紙２

令和９年度近現代建築資料（高橋靚一・第一工房関連資料）の展示企画・準備業務に係る加点付与基準

加　点　評　価　項　目	評　価　区　分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
１　業務の実施方針			
＊ 1-1-1　仕様書記載の事業内容との整合性がとれていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	１０	６	３
＊ 1-2-1　業務の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	１０	６	３
＊ 1-3-1　作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	５	３	１
２　組織の経験・能力			
＊ 2-1-1　過去に面積２００㎡以上の会場において、２０作品以上の建築作品に関する建築設計資料（図面、写真、模型）の展示を企画・制作した実績があること。〔企画・制作した展示における会場の面積や作品の点数に応じて加点する。〕	３	２	１
2-2-2　幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	３	２	１
2-3-1　円滑な業務遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	３	２	１
３　業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1　過去に国内において近現代建築をテーマとした展示業務の実績があれば加点する。	５	３	１
3-2-2　業務内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。	３	２	１

4　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			
4-1-1　以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等 ・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階３ ・プラチナえるぼし認定企業 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	 ２ ３ ４ ５ １		
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定） ・トライくるみん認定 ・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）） ・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定） ・プラチナくるみん認定 ・行動計画策定済（次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）を受けている	 ２ ３ ３ ３ ５ １		

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	4
５　賃上げを実施する企業に関する指標	5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとす
5-1-1 入札者である中小企業※２等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	3
5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	3
※総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和３年１２月１７日付財計第４８０３号）第５による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては４点減点する。	

（注）　実績を要求要件とする際は、競争性を阻害することのないよう必要最小限とすること